

鹿屋市PTA連絡協議会規約

第1章 総則

第1条 鹿屋市PTA連絡協議会（以下「市P連」）という。

第2条 この会の事務局は、鹿屋市教育委員会生涯学習課内に置く。

第3条 この会は、鹿屋市内の各学校の単位PTAをもって構成する。

第2章 目的

第4条 この会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 単位PTA相互間の連絡調整を図ること。
- (2) PTA運営の向上と教育の振興に努めること。
- (3) 青少年の健全育成に寄与すること。

第3章 方針

第5条 この会の方針は、次のとおりとする。

- (1) この会は、宗派、政党等そのいずれにも偏せず、もっぱら教育を本旨とする民主団体として活動する。
- (2) この会は、他のいかなる団体からも支配、統制及び干渉等を受けない。
- (3) この会は、各単位PTAの主体性を尊重する。

第4章 事業

第6条 この会は、第4条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) PTA運営及び会員の研修に関すること。
- (2) 教育条件の整備促進に関すること。
- (3) 青少年の健全育成に関すること。
- (4) 単位PTA相互及び関係諸団体との連絡協調に関すること。
- (5) 社会教育の振興に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

第5章 役員等

（役員の種類別）

第7条 この会に次の役員等を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 12人（小学校担当保護者1人、中学校担当保護者1人、高等学校及び特別支援学校担当保護者1人、運営委員会担当保護者8人及び学校代表教職員1人）
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 出 向 役 員 若干名
- (5) 顧 問 若干名
- (6) アドバイザー 若干名

(役員の仕事)

- 第8条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
 - 3 幹事は各会議に出席し、会議のスムーズな運営を行う為、サポートを行う。
 - 4 出向役員は、市P連のサポートを行う。また、県PTA連合会役員ならびに大隅地域PTA連絡会会長の職を担う。
 - 5 顧問及びアドバイザーは、この会の組織運営等について指導助言を行う。

(役員等の選出方法)

- 第9条 会長は単位PTA会長もしくは役員経験者の中から立候補者を募り、市P連代表者会で選出し、総会に報告する。
- 2 学校種ごとの担当副会長は、小学校・中学校及び高等学校で、別表において定める輪番によるPTAを推薦し、総会の承認を得る。
 - 3 運営委員会担当副会長は、単位PTA役員経験者の中から推薦し、総会の承認を得る。
 - 4 学校代表副会長は、小・中学校の校長会から選出し、総会の承認を得る。
 - 5 幹事は、役員会で推薦し、代表者会の承認を得る。
 - 6 出向役員は、市P連の役員会で推薦し、市P連総会において報告する。また、この役員は市P連役員との兼任ができる。
 - 7 顧問及びアドバイザーは、必要に応じて会長が委嘱する。
- 第10条 この会の役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠による役員の任期は、前任者の在任期間とする。

第6章 事務局

- 第11条 この会に事務局を置く。
- 2 事務局は、会長の指示に従ってこの会の事務を行う。
- 第12条 事務局に事務局員を若干名置くことができる。
- 2 事務局員に関する規程は、別に定める。

第7章 監査

- 第13条 この会の経理を監査するため3人の監査人を置く。
- 2 監査人は、市P連代表者会で輪番によるPTAを推薦し、総会の承認を得るものとする。
 - 3 監査人のうち1人は小・中学校の校長会より推薦し、総会の承認を得るものとする。
- 第14条 監査人は、年度末決算に当たり監査を行い、その結果を総会に報告する。なお、必要な場合は、臨時に監査することができる。
- 第15条 監査人の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠による監査人の任期は、前任者の在任期間とする。

第8章 会議

- 第16条 この会の会議は、次のとおりとする。
- (1) 総会
 - (2) 代表者会
 - (3) 役員会
 - (4) 運営委員会

第 17 条 総会は、この会の最高決議機関であって、単位 P T A 1 人の代議員をもって構成し、次の事項について決議する。ただし代表者会で決議されたことは報告とする。また、輪番の学校種ごとの副会長ならびに監査人は、状況に応じ単位 P T A 名での決議とする。

- (1) 役員及び監査人の選任に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 事業報告及び決算に関すること。
- (4) 規約の改廃に関すること。
- (5) その他重要な事項

2 総会は、毎年 5 月に開く。ただし、必要に応じ臨時に開くことができる。

3 総会は会長が招集し、議長はその都度出席者の中から選出する。

4 総会は代議員の過半数の出席で成立する。また委任状により出席とすることができる。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。この場合において、可否同数の場合は、議長が決する。

5 規約の改廃については、総会ならびに以下の方法で行う。

- (1) 代表者会もしくは臨時総会で出席者の過半数の同意を必要とする。

第 18 条 代表者会は、総会に次ぐ決議機関で、単位 P T A の代表者（会長もしくは会長と同等の議決権を委任された者）1 人をもって構成し、3 分の 2 以上の出席（委任状を含む。）で成立する。

2 代表者会は、臨時総会を招集する余裕がないとき、又は臨時総会を招集するに及ばないと会長が判断したとき招集する。ただし、急を要し代表者会ならびに臨時総会を開催できない場合は、決定権を会長に委ねる。この場合決定した事項を随時報告する。

3 代表者会の議決は出席者の過半数の同意を必要とし、議決した事項については次の総会で報告する。

第 19 条 役員会は、会長及び副会長をもって構成し、次の事項について企画し、執行する。

- (1) 総会、代表者会に付託する事項
- (2) 総会、代表者会で議決され、または委任された事項
- (3) 市 P 連運営委員会に関する事項
- (4) 市 P 連運営委員会活動に関する事項
- (5) 単位 P T A 相互間の連絡及び提携に関する事項
- (6) 各種団体との連絡及び提携に関する事項
- (7) その他会務に関する事項

第 20 条 運営委員会は、副会長及び運営委員で構成し、役員会と連携し次の事項について企画及び執行に当たる。

(1) 総務委員会

ア 運営方針及び事業計画に関すること。

イ 総会、代表者会の運営に関すること。

ウ 会計に関すること。

エ 懇親会その他の交流事業に関すること。

(2) 研修・広報委員会

ア 市 P 連主催の研修会に関すること。

イ 単位 P T A 活動報告に関すること。

ウ 広報紙コンクールに関すること。

エ ホームページ等の広報に関すること。

(3) 研究大会準備委員会

ア 研究大会（研究委嘱公開等）の企画ならびに運営に関すること。

2 各委員会の委員長は、運営委員会担当副会長が当たる。

第 21 条 この会に必要な応じて特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の構成その他必要な事項は、代表者会で決定する。

第9章 会計

第22条 この会の経費は、単位PTAの負担金、事業収入、補助金及び寄付金をもって充てる。
2 この会の負担金の額は、別に定める。

第23条 この会の単位PTAは、総会で承認された負担金を納入しなければならない。

第24条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第10章 表簿

第25条 この会に次の表簿を置き、保管期間を定める。

- (1) 総会資料及び議事録 永年保管
- (2) 実態調査票 1年保管
- (3) 会計に必要な帳簿 5年保管
- (4) 事業記録 1年保管
- (5) 事務局に関する労務関係書類 雇用保険法及び労働基準法の基準に準ずる。
- (6) 規約及びその他必要な表簿 随時、保管期間を定める。

第26条 この会の運営に必要な事項は、別に細則で定める。

附 則（令和6年3月8日一部改正）

この規約は、令和6年3月8日から施行する。